

## 制度のお取扱いについて

<b>加 入 口 数 の 変 更 (増口・一部中止)</b>	<p>年 1 回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け 3 月 1 日付けで取り扱います。加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。</p> <p>中止の事由=災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む。）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む。）、結婚（親族の結婚を含む。）、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障がある場合。</p> <p>掛金を一部中止した場合は、一部中止部分の積立金は払い出しはできず、積立てておくこととなります。</p>
<b>一 時 金 給 付 に つ い て</b>	<p>在職中に脱退または死亡したときは、次の給付があります。</p> <p>脱退したとき：脱退一時金（加入者本人に支払われます。）</p> <p>死亡したとき：遺族一時金 脱退一時金に月払保険料の 1 ヶ月分相当を加算した金額（加入者の遺族に支払われます。）</p> <p>※遺族とは労働基準法施行規則第 42 条～第 45 条に定める遺族補償の順位による。</p>
<b>年 金 受 給 に つ い て</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金受取人（掛金負担者）は被保険者本人です。</li> <li>●満 50 歳未満で加入された方 掛金払込完了年齢（60 歳）*1 に達したとき、または加入 10 年以上かつ満 50 歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき、加入者に年金をお支払いします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。保険料の払込期間が 10 年以上かつ満 50 歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。ただし、60 歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみ選択となります。</li> <li>●満 50 歳以上で加入された方 掛金払込完了年齢（60 歳）*1 に達したとき、または満 50 歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき、加入者に年金をお支払いします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。初年度年金月額が 1 万円未満の場合には年金選択ができません。 ※支払額二段階型年金は、初年度年金月額が 2 万円以上必要です。</li> <li>●年金は年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月）3 ヶ月分ずつに分けてお支払いします。</li> <li>●確定年金選択の場合は、その時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。</li> <li>●加入者はお申し出により、年金開始を最長 10 年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。ただし、繰延期間中、掛金の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は減口のお取り扱いができません。</li> </ul> <p>①確定年金 所定の期間（10・15・20 年間）、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。加入者が年金受取期間中に死亡された場合、加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金に加えて残余保証期間に対応する未払年金現価を一時金でお支払いします。</p> <p>②保証期間付終身年金 保証期間中（10・15 年間）は加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年 1 回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後は一時金のお取り扱いはできません。加入者が保証期間中に死亡された場合、加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金に加えて残余保証期間に対応する未払年金現価を一時金でお支払いします。 ※ 1 特別職により組合員の資格を有する場合は、年齢満 70 歳。</p>
<b>配 当 金</b>	<p>毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当します。</p>

個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>  
 当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社へ上記目的の範囲内で提供いたします。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。  
 記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されてます。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について  
 引受会社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますがこの場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。  
 詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。  
 引受会社 明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部 法人営業部  
 〒730-0035 広島市中区本通 6-11 明治安田生命広島本通ビル 9F TEL 082-247-6987

MY-A-21-企-005629

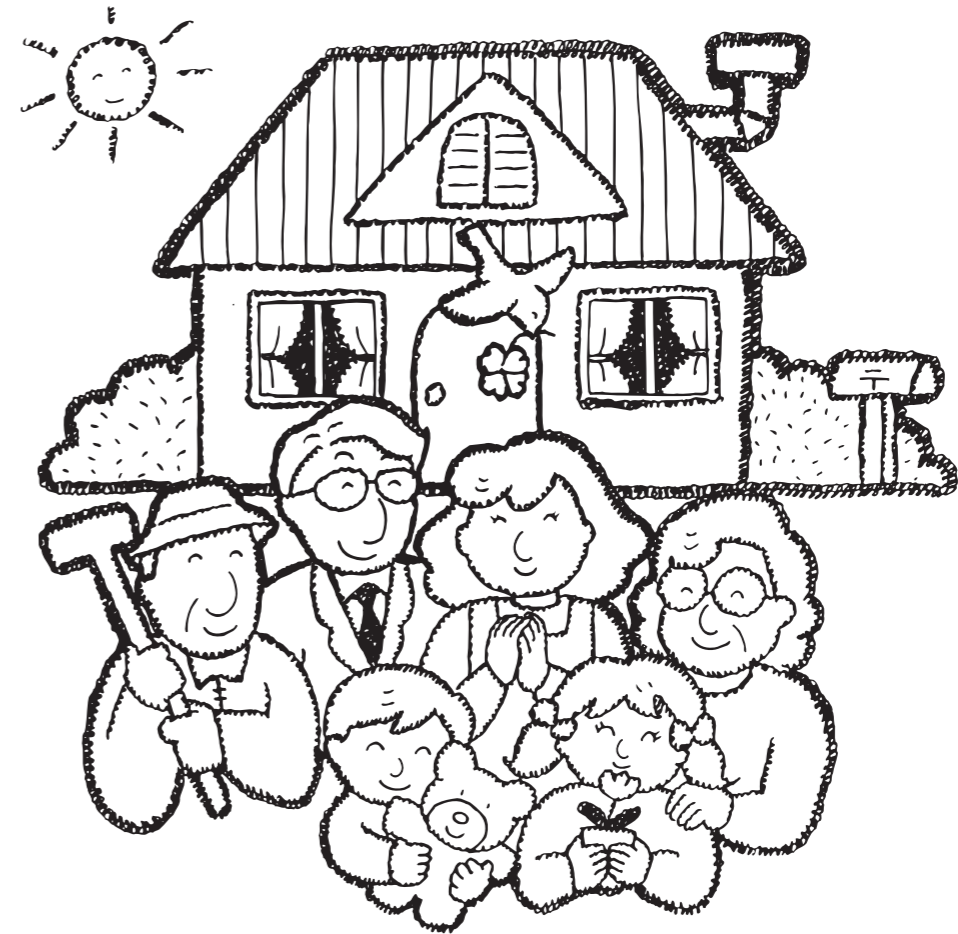
## ゆとりある豊かな、生活設計のために…

個人年金保険料控除型・年金

# ゆとり

（拠出型企業年金保険【生命保険】）

## — 制度ご加入のご案内 —



- 制度加入日 令和 4 年 3 月 1 日
- 申込締切日 令和 3 年 10 月 29 日

※【契約概要】【注意喚起情報】はP1～P2に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

## 山口県市町村職員共済組合

取扱事務局 有限会社ライフ山口

TEL 0120-170-215（受付時間 8：30～17：00（土日祝日を除く））



# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】 ゆとり（拠出型企業年金保険）

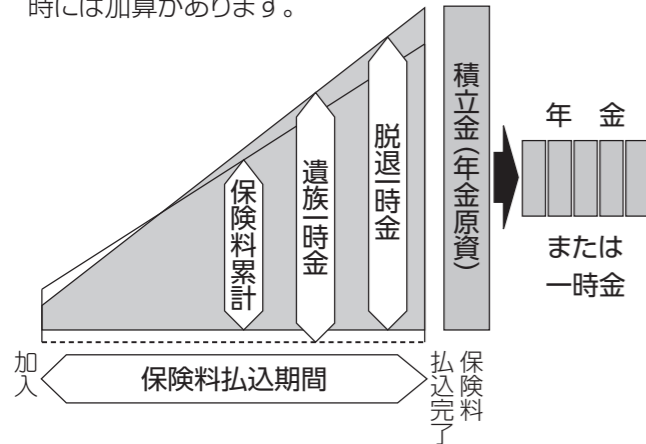
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



### 2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### 3. 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### 4. 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）  
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

### ■脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

### ■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### 5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### 6. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### 1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社でご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### 4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### 5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

### 6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先（注）

明治安田生命保険相互会社  
中国・四国公法人部  
電話番号（082）247-6987

（注）一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### 8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

### 9. ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### 10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



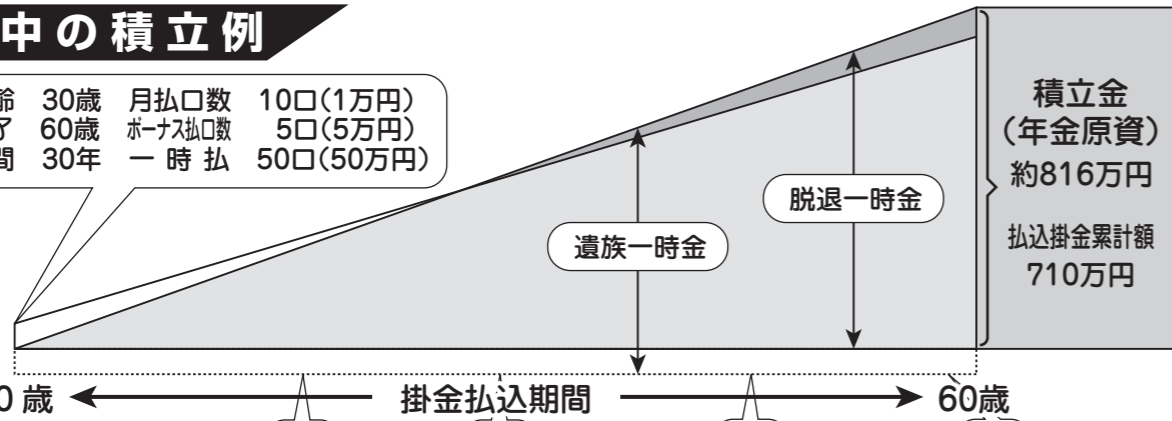
**意向確認【ご加入前のご確認】**  
 「ゆとり」は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

山口県市町村職員共済組合  
**個人年金保険料控除型・年金「ゆとり」** (拠出型企業年金保険)

— 在職中の保険料(掛金+制度運営費)は  
**個人年金保険料控除の対象**(他に個人年金保険料控除がない場合) —

**在職中の積立例**

加入年齢 30歳 月払口数 10口(1万円)  
 積立満了 60歳 ボーナス払口数 5口(5万円)  
 積立期間 30年 一時払 50口(50万円)



**積立期間中の給付**

	5年		10年		20年		30年	
	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)
月払	60	59.3	120	121.8	240	257.7	360	409.3
ボーナス払	50	49.4	100	101.5	200	214.6	300	340.9
一時払	50	50.7	50	53.5	50	59.6	50	66.5
合計	160	159.4	270	276.8	490	531.9	710	816.7

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
 給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
 (1) 年間保険料は、17,189万円を常に維持していること。  
 (2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。  
 (3) 給付額試算表の給付額は、予定利率(令和3年8月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。  
 なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。  
 記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もありません。また、配当金が生じた場合には積立金の増増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

**加入資格**

加入日(令和4年3月1日)に満18歳以上満58歳未満の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金払込完了年齢(60歳)\*1まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金払込完了年齢(60歳)\*1まで2年以上ある方となります。  
 ※1 特別職により組合員の資格を有する場合は、年齢満70歳。

**掛金**

- 掛金は加入者負担です。
- 払込方法
  - 1、月払…1,000円を1口として、**1口(1,000円)~50口(50,000円)**の間で加入口数を選べます。  
 —初回は2月分給与より控除—
  - 2、ボーナス払…6月と12月に10,000円を1口として、**1口(10,000円)~50口(500,000円)**の間で加入口数を選べます。  
 (6月・12月) (月払加入が条件であり、ボーナス払のみの加入はできません。) —初回は6月分給与より控除—
  - 3、一時払…毎年3月1日に10,000円を1口として、**1口(10,000円)~1,000口(10,000,000円)**の範囲で加入できます。  
 (月払加入が条件であり、一時払のみの加入はできません。)
  - 4、退職時一時払…退職時に1円を1口として、**1口(1円)~3,000万円(30,000,000円)**の範囲で加入できます。  
 (月払加入が条件であり、退職時一時払のみの加入はできません。)

※上記の掛金には、2%の制度運営費(月払1口20円、ボーナス払、一時払1口200円)が含まれております。

**加入日(責任開始日)**

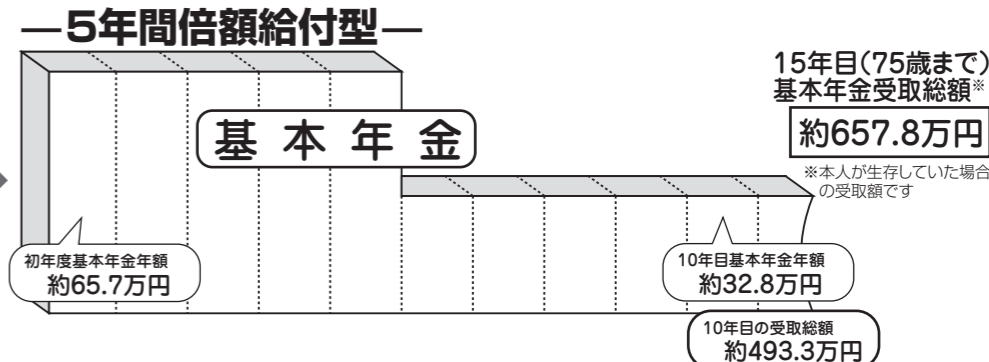
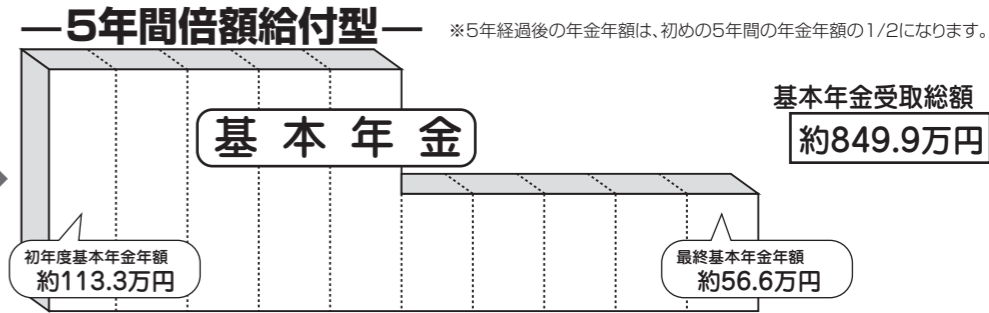
令和3年9月7日(火)~令和3年10月29日(金)間での募集期間中に申込みを受け付け、令和4年3月1日からの加入となります。

**積立満了後の給付**

**10年確定年金**  
 積立金から約816万円を充当した場合

**10年保証期間付終身年金(60歳男性)**  
 積立金から約816万円を充当した場合

**脱退一時金**  
 約816万円



●年金で受取らず、積立金を年金にかえて脱退一時金として受取ることができます。ただし、一時金を選択した場合は、積立金全額を一時金で受取ることになります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
 記載の給付額は、予定利率(令和3年8月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。  
 なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

**税法上の取扱**

○保険料(保険料は掛金より制度運営費を控除した額)  
 個人年金保険料控除適用になる方の払込保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それ以外の方の払込保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

○年金  
 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$$

\*雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

○脱退一時金  
 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。  
 一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)  
 ※所得税に加え、復興特別所得税が課税されます。

○遺族一時金  
 相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。  
 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

**申込受付締切日 令和3年10月29日(金)〈各所属所締切〉**

# 年金選択

積立満了後、長期にわたり年金を受け取ることができます。  
年金の種類：年金は次の中から選択できます。

10年確定年金	年金受取期間(10年間)		10年保証期間付終身年金	←保証期間(10年間)→			
	15年確定年金	年金受取期間(15年間)			15年保証期間付終身年金	←保証期間(15年間)→	
	20年確定年金	年金受取期間(20年間)					

10年確定年金及び10年保証期間付終身年金については、5年間倍額給付型(支払額二段階型年金※)での受取方法も選択できます。  
※支払額二段階型年金とは  
年金の受給を開始してから5年間は、6年目以降の基本年金年額の倍額が支給されます(6ページ「年金の受取額試算表」参照)。

## 年金の説明

<b>確定年金とは</b>	<b>保証期間付終身年金とは</b>
本人の生死に関係なく所定の期間(10、15、20年間)年金が支給されます。年金受取期間内に、本人が死亡した場合、残りの保証期間年金は遺族に支給されます。	年金の受給を開始してから保証期間中(10、15年間)は、本人の生死にかかわらず年金が支給され、それ以降は本人が生きている限り年金が支給されます。

## 年金受取パターン

	50歳以上で加入 <small>(一般の生命保険料控除の対象となる方)</small>		50歳未満で加入 <small>(個人年金保険料控除の対象となる方)</small>		
	60歳以上で脱退	60歳未満で脱退	60歳以上で脱退	50歳以上60歳未満で脱退	50歳未満で脱退
一時金	○	○	○	○	○
確定年金	○	○	※2	※1	×
終身年金	○	○	※2	※2	×

※1 ただし、50歳未満で加入された方の中で、50歳以上で脱退されて、かつ積立られた期間が10年以上ある場合は、その後60歳まで積立金を繰延べることにより、確定年金の受け取りができます。  
※2 ただし、積立期間が10年以上の場合です。

月払10口(月額10,000円)ボーナス払5口(6月・12月時50,000円)一時払50口(500,000円)の場合

# 掛金払込期間中の給付額試算表(在職中)

(月払)			(ボーナス払)			(一時払)		
加入期間	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	加入期間	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	加入期間	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)
年	円	円	年	円	円	年	円	円
1	120,000	116,100	1	100,000	96,700	1	500,000	486,500
2	240,000	233,400	2	200,000	194,450	2	500,000	491,500
3	360,000	352,000	3	300,000	293,250	3	500,000	497,000
4	480,000	471,900	4	400,000	393,100	4	500,000	502,000
5	600,000	593,000	5	500,000	494,050	5	500,000	507,500
6	720,000	715,500	6	600,000	596,100	6	500,000	513,000
7	840,000	839,300	7	700,000	699,200	7	500,000	518,500
8	960,000	964,400	8	800,000	803,450	8	500,000	524,000
9	1,080,000	1,090,900	9	900,000	908,850	9	500,000	529,500
10	1,200,000	1,218,800	10	1,000,000	1,015,350	10	500,000	535,500
15	1,800,000	1,879,400	15	1,500,000	1,565,600	15	500,000	565,000
20	2,400,000	2,577,000	20	2,000,000	2,146,700	20	500,000	596,500
25	3,000,000	3,314,100	25	2,500,000	2,760,700	25	500,000	629,500
30	3,600,000	4,093,000	30	3,000,000	3,409,550	30	500,000	665,000

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
(1) 年間保険料は17,189万円を常に維持していること。  
(2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。  
(3) 給付額試算表の給付額は、予定利率(令和3年8月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。  
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。  
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

# 年金の受取額試算表

—— 積立金から816万円を充当した場合 ——

10年確定年金—5年間倍額給付型			10年保証期間付終身年金(男性満60歳)—5年間倍額給付型			10年保証期間付終身年金(女性満60歳)—5年間倍額給付型		
経過年数	基本年金年額	受取額累計	経過年数	基本年金年額	受取額累計	経過年数	基本年金年額	受取額累計
年	円	円	年	円	円	年	円	円
1	1,133,200	1,133,200	1	657,800	657,800	1	586,170	586,170
2	1,133,200	2,266,400	2	657,800	1,315,600	2	586,170	1,172,340
3	1,133,200	3,399,600	3	657,800	1,973,400	3	586,170	1,758,510
4	1,133,200	4,532,800	4	657,800	2,631,200	4	586,170	2,344,680
5	1,133,200	5,666,000	5	657,800	3,289,000	5	586,170	2,930,850
6	566,600	6,232,600	6	328,900	3,617,900	6	293,080	3,223,930
7	566,600	6,799,200	7	328,900	3,946,800	7	293,080	3,517,010
8	566,600	7,365,800	8	328,900	4,275,700	8	293,080	3,810,090
9	566,600	7,932,400	9	328,900	4,604,600	9	293,080	4,103,170
10	566,600	8,499,000	10	328,900	4,933,500	10	293,080	4,396,250
15			15	328,900	6,578,000	15	293,080	5,861,650
20			20	328,900	8,222,500	20	293,080	7,327,050
25			25	328,900	9,867,000	25	293,080	8,792,450
30			30	328,900	11,511,500	30	293,080	10,257,850

10年経過後は被保険者本人が生きている場合に限り支給されます。10年経過後は被保険者本人が生きている場合に限り支給されます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
記載の給付額は、予定利率(令和3年8月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。  
なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。